

在学生のみなさま

名古屋経済大学 奨学金サポートセンターです。

先日、在学生及び保護者のみなさまに郵送で送らせていただいた「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』についてお知らせいたします。

今一度、郵送にてお送りした書面もしくは下記のサイトをよく読み、以下の条件に該当し、推薦を希望する学生は6月10日(水)必着で書類を郵送してください。

なお、「学びの継続」のための『学生支援給付金』に関して、各大学に推薦枠が設置されるため、申込者全員が支給されるとは限りませんので、ご了承ください。

【文部科学省ウェブサイト】

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』 ～ 学びの継続給付金 ～

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

《申し込みにあたって以下の点にご注意ください。》

①～⑥の条件を全て満たしているか確認してください（留学生は①～⑤及び⑦）

※提出書類に関しては可能な限り提出をしてください。やむを得ず、書類の提出が困難な場合は、【様式1】の「3. 申し送り事項」に提出困難な理由を必ず記入してください。

①家庭から多額（年額 150 万円以上（授業料を含む）の仕送りをうけていない ※1年生は家庭からの仕送り予定額

※預貯金通帳の写しを提出してください

②自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない

※アパート等の賃貸契約書の写しを提出してください（自宅外生のみ）

③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い（収入の半分以上）

※1年生はアルバイトでの収入予定額

④家庭（両親）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない

※コロナ感染症対策に係る他の公的支援設置を受けている場合の受給証明書等（提出可能な場合）又は申請書の「3. 申し送り事項」に記入してください

⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む。）が大幅に減少（前月比 50%以上）している

※アルバイト先からの給料明細（減額前、減額後）を提出してください

⑥既存制度について以下のいずれかを満たす

- 1) 高等教育の修学支援制度（以下「新制度」）の第Ⅰ区分の受給者
- 2) 新制度の第Ⅱ又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能な者にあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 3) 新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者（利用している者）

※奨学生証又は住民税非課税証明書を提出可能な場合はしてください。書類の提出が困難な場合は【様式1】の「3. 申し送り事項」に提出困難な理由を必ず記入してください。

⑦留学生等については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要

- 1) 学業成績が優秀なものであること。具体的には、前年度の成績評価係数が、2.30 以上であること ※新入生については入学試験などを踏まえて審査する。
- 2) 1ヶ月の出席率が8割以上であること
- 3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学金・授業料は含まない）
- 4) 在日している扶養者の年収が 500 万未満であること